

【外来感染対策向上加算の主な施設基準】

●届出基準

診療所（感染対策向上加算の届出がないこと）

●感染防止対策部門の設置

院内感染管理者（※）を配置していること。

※専任の医師、看護師又は薬剤師その他の医療有資格者であること。

●医療機関間・行政等との連携

- ・院内感染管理者は、少なくとも年２回程度、加算１の医療機関又は地域の医師会が主催するカンファレンスに参加すること。また、少なくとも年１回、加算１の医療機関又は地域の医師会が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に参加すること。
- ・新興感染症の発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携医療機関等とあらかじめ協議されていること。
- ・感染症法第３８条第２項の規定に基づき都道府県知事の指示を受けている第二種協定指定医療機関であること。

●サーベイランスへの参加

地域や全国のサーベイランスに参加している場合、サーベイランス強化加算が算定できる。

●連携強化加算

連携する感染対策向上加算１を算定する保険医療機関に対し、過去１年間に４回以上、感染症の発生状況・抗菌薬の使用状況等について報告を行っている場合、連携強化加算が算定できる。

●その他

- ・抗菌薬の適正使用について、連携する加算１の保険医療機関又は地域の医師会から助言を受けること。
- ・「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に抗菌薬の適正な使用の推進に資する取組を行う。
- ・細菌学検査を外部委託する場合は、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイドンス」に沿った対応を行う。
- ・外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表すると共に、発熱患者等の動線を分けることができる体制を有する。
- ・新興感染症の発生時等に発熱患者の診療を実施することを念頭に、発熱患者等の動線を分けることができる体制を有する。

※上記は施設基準の一部抜粋であり、すべての事項を掲載しているものではありません。

詳細については、各施設様でご確認いただきますようお願いいたします。